

「新型コロナウイルス感染症」
感染拡大防止のための
「北海道」における緊急事態措置

【令和2年5月6日改訂版】

「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止のための 「北海道」における緊急事態措置

区 域

北海道内全域

期 間

令和2年4月17日（金）から令和2年5月31日（日）まで

実施内容

北海道においては、現在、感染が拡大傾向にあることから、感染症のまん延防止に向けた取組を進めるとともに、「3つの密」を徹底的に避け、感染を予防する「新しい生活様式」を普及していくことを念頭においた取組を進める。

感染症のまん延防止に向けた取組

- 外出自粛の要請等
- 施設の使用停止・催物（イベント）の開催停止（自粛）の要請（協力依頼）

「新しい生活様式」の徹底

- 感染防止の徹底
- 「北海道ソーシャルディスタンス」の促進
- スーパーマーケット、公園等における感染拡大防止の要請（協力依頼）

感染症のまん延防止に向けた取組

■ 外出自粛の要請等

- 道民に対し、医療機関への通院や屋外での運動・散歩などの健康の維持増進、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、外出自粛を強く要請〔特措法第45条第1項〕
- クラスターが多数発生しており、感染経路が不明な新規患者の多い札幌市と他の地域との不要不急の往来自粛を強く要請〔特措法第45条第1項〕
- 職場への出勤の際には、「時差出勤」や「3つの密（密閉・密集・密接）の回避」の徹底、加えて、「在宅勤務（テレワーク）」の積極的な活用促進を要請〔特措法第24条第9項〕
- 特に、これまでクラスターが多数発生している繁華街の接待を伴う飲食店等への外出自粛を強く要請〔特措法第45条第1項〕
- 全国的なまん延防止の観点から、不要不急の帰省や旅行など、他都府県への往来自粛を強く要請〔特措法第45条第1項〕

※5月14日を目処に行われる国の専門家の評価等を踏まえ、感染が一定範囲に抑えられ、医療提供体制がひっ迫している状況が解消された場合には、措置の内容の見直しを検討

感染症のまん延防止に向けた取組

■ 施設の使用停止・催物（イベント）の開催停止（自粛）の要請（協力依頼）

- 施設管理者又は催物（イベント）の主催者に対し、施設の使用停止若しくは催物（イベント）の開催停止を要請（協力依頼）〔一部：特措法第24条第9項〕
【当面：～令和2年5月15日（金）まで】
- 学校（大学等を除く）は5月31日（日）まで臨時休業の延長を要請〔特措法第24条第9項〕
- 上記以外の「3つの密（密閉・密集・密接）」が重なる懸念のある集会・イベントの開催について、自粛を要請〔特措法第24条第9項〕

※ 5月14日を目処に行われる国の専門家の評価等を踏まえ、感染が一定範囲に抑えられ、医療提供体制がひっ迫している状況が解消された場合には、措置の内容の見直しを検討

「新しい生活様式」の徹底

「新しい生活様式」の定着を進めていく観点から、引き続き、以下の取組を進める。

■ 感染防止の徹底

- 道民に対し、改めて「手洗いの励行」と「咳エチケットの徹底」を強く要請

■ 「北海道ソーシャルディスタンス」の促進

- 道民及び事業者に対し、大切な人の命を守るため、社会生活の中で、人と人との物理的な距離（互いに手を伸ばしても届かない距離）を保つ取組【ソーシャルディスタンス】を日々の行動において浸透させていくことを要請

■ スーパーマーケット、公園等における感染拡大防止の要請（協力依頼）

- 道民及び事業者・管理者に対し、スーパーマーケット等や商店街での生活必需品の購入や公園等での散歩など生活の維持に必要な場合においても、感染拡大防止のための対策が講じられるよう要請〔特措法第24条第9項〕

施設の使用停止・催物（イベント）の開催停止（自粛）の要請（協力依頼）

対象施設一覧 ①

■ 基本的に休止を要請する施設（特措法施行令第11条に該当するもの）

施設の種類	要請内容	内 訳
遊興施設等	施設の使用停止及び催物（イベント）の開催の停止要請（＝休業要請）	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス 等
運動、遊技施設		体育館、水泳場、ボウリング場、スポーツクラブなどの運動施設、又はマージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなどの遊技場 等
劇場等		劇場、観覧場、映画館又は演芸場
集会・展示施設		集会場、公会堂、展示場
商業施設		博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。） ※床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。
大学、学習塾等		生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。
学校		大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等 ※床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。
		学校（大学等を除く。）

施設の使用停止・催物（イベント）の開催停止（自粛）の要請（協力依頼）

対象施設一覧 ②

■ 特措法によらない協力依頼を行う施設

床面積の合計が1,000㎡以下の次の施設については、同1,000㎡超の施設に対する使用停止及び催物（イベント）の開催の停止要請（＝休業要請）の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼

施設の種類	内 訳
大学、学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等 ※ ただし、床面積の合計が100㎡以下のものにおいては、適切な感染防止対策を施した上での営業。
集会・展示施設	博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※ ただし、床面積の合計が100㎡以下のものにおいては、適切な感染防止対策を施した上での営業

施設の使用停止・催物(イベント)の開催停止(自粛)の要請(協力依頼)

対象施設一覧 ③

■ 基本的に休業要請を行わない施設(適切な感染防止対策※)の協力を要請 ※別表参照

施設の種類	要請内容	内 訳
医療施設	適切な感染防止対策の協力要請	病院、診療所、薬局 等
社会福祉施設 等	必要な保育等を確保した上で、 適切な感染防止対策の協力要請	保育所、学童クラブ 等
	適切な感染防止対策の協力要請	通所介護その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設(通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。)
生活必需物資 販売施設	適切な感染防止対策の協力要請	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア 等
食事提供施設	適切な感染防止対策等の協力要請	飲食店(居酒屋を含む。)、料理店、喫茶店 等(宅配・テイクアウトサービスを含む。) ※19時以降の夜間は、酒類の提供を控えていただくよう協力を要請
住宅、宿泊施設	適切な感染防止対策の協力要請	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舍又は下宿 等
交通機関 等	適切な感染防止対策の協力要請	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス(宅配等) 等
工場 等	適切な感染防止対策の協力要請	工場、作業場 等
金融機関・ 官公署 等	テレワークの一層の推進を要請、 適切な感染防止対策の協力要請	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所 等
その他	適切な感染防止対策の協力要請	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、 ごみ処理関係 等

施設の使用停止・催物（イベント）の開催停止（自粛）の要請（協力依頼）

別 表

適切な感染防止対策

目 的	具体的な取組（例）
発熱者等の施設への入場防止	従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止
	来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限
3つの「密」（密閉・密集・密接）の防止	店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保（約2m間隔の確保）
	換気を行う（可能であれば、2つの方向の窓を同時に開ける）
	密集する会議の中止（対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用）
飛沫感染、接触感染の防止	従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	来訪者の入店時における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	店舗・事務所内の定期的な消毒
移動時における感染の防止	ラッシュ対策（時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進）
	従業員の出勤数の制限（テレワーク等による在宅勤務の実施等）
	出張の中止（電話会議やビデオ会議などを活用）、来訪者数の制限

スーパーマーケット、公園等における感染拡大防止の要請（協力依頼）

目 的	要請の対象	具体的な取組（例）
スーパーマーケット等、商店街での3密（密閉・密集・密接）の防止	道民の皆さま	買い物における外出を分散するため、毎日の買い物を3日に1回程度に変える
		買い物に出掛ける人数を必要最小限に絞る
		食料品など、必要以上の買いだめなどはしない
	事業者の皆さま	【スーパーマーケット等】 ・高齢者、障がい者、ヘルプマーク着用者、妊婦など、専用の買い物時間を設定する ・買い物カゴ数の制限による入店抑制を行う ・特売広告やポイントアップを中止する ・イートインスペースの中止・袋詰めスペースを拡大する 【商店街】 ・3密防止の横断幕やチラシを作成し、商店街への来街者に注意喚起を呼び掛ける ・特売広告やポイントアップを中止する ・カラーコーンなどによりソーシャルディスタンスの確保を掲示する
公園等での3密（密閉・密集・密接）の防止	道民の皆さま	少人数で混雑時を避ける
		人と人との距離を適切に取る
	管理者の皆さま	使い方の工夫や感染対策について、利用者への協力を呼び掛ける ・公園はすいた時間、場所を選ぶ ・施設の利用状況によっては、利用制限を行うこともあり得る旨、あらかじめ周知

「新しい生活様式」の実践例

（１）一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の３つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- ☐ 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- ☐ 遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- ☐ 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- ☐ 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- ☐ 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- ☐ 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- ☐ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ☐ 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- ☐ 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- ☐ 地域の感染状況に注意する。

（２）日常生活を営む上での基本的生活様式

- ☐ まめに手洗い・手指消毒 ☐ 咳エチケットの徹底 ☐ こまめに換気
- ☐ 身体的距離の確保 ☐ 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- ☐ 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



（３）日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- ☐ 通販も利用
- ☐ 1人または少人数ですいた時間に
- ☐ 電子決済の利用
- ☐ 計画をたてて素早く済ます
- ☐ サンプルなど展示品への接触は控えめに
- ☐ レジに並ぶときは、前後にスペース

公共交通機関の利用

- ☐ 会話は控えめに
- ☐ 混んでいる時間帯は避けて
- ☐ 徒歩や自転車利用も併用する

娯楽、スポーツ等

- ☐ 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ☐ 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ☐ ジョギングは少人数で
- ☐ すれ違うときは距離をとるマナー
- ☐ 予約制を利用してゆったりと
- ☐ 狭い部屋での長居は無用
- ☐ 歌や応援は、十分な距離かオンライン

食事

- ☐ 持ち帰りや出前、デリバリーも
- ☐ 屋外空間で気持ちよく
- ☐ 大皿は避けて、料理は個々に
- ☐ 対面ではなく横並びで座ろう
- ☐ 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- ☐ お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- ☐ 多人数での会食は避けて
- ☐ 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

（４）働き方の新しいスタイル

- ☐ テレワークやローテーション勤務 ☐ 時差通勤でゆったりと ☐ オフィスはひろびろと
- ☐ 会議はオンライン ☐ 名刺交換はオンライン ☐ 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定